

# 令和6年度 高山村上水道事業 水質検査計画

## 1. 基本方針

高山村上水道は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。基本方針は、以下のとおりです。

- (1) 検査対象は、水道法で検査が義務付けられている給水栓と水源の水とします。
- (2) 検査項目は、水質基準項目、毎日水質検査項目とします。
- (3) 水質基準項目の検査頻度は、水源の状況及び過去の水質検査結果により設定します。
- (4) 水源水の検査は、水源の状況に応じて随時検査するものとします。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 水源の名称及び種別

本沢水源	表流水	鞠子水源	湧水	福井原水源	地下水
赤和水源		久保水源		二ツ石水源	
水中水源		屋知第1水源		神明下水源	
鎌田水源		屋知第2水源		大石水源	
油久保水源		油久保水源		門前水源	
防風沢水源		温泉水源		西原水源	
大沢水源		南町原水源			
不動沢水源		西池水源			

### (2) 浄水場の名称及び浄水の処理方法

浄水場名	主な水源名	浄水能力	浄水方法
赤和浄水場	赤和水源	266 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
黒部浄水場	本沢水源	860 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
水中浄水場	水中水源	156 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
観音浄水場	油久保水源	623 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
天神原浄水場	防風沢水源	623 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
山田温泉浄水場	鎌田水源	471 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
七味浄水場	不動沢水源	96 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過
山田牧場浄水場	大沢水源	341 m <sup>3</sup> /日	急速ろ過

## 3. 水質状況

水質基準値を下回っており、安全で良質な水です。

## 4. 水質検査項目と検査頻度

### (1) 給水栓水

#### ①水質検査項目

- ・別表1に示す1日1回行う検査項目について検査を行います。
- ・別表2の水質基準項目51項目について検査を行います。

#### ②検査頻度

別表2の項目について、厚生労働省健康局水道課通知に従い、以下のように回数を設定します。

- ・No.1～2、38、46～51の項目については、月1回検査を行います。
- ・No.10～11、21～31の項目については、年4回検査を行います。
- ・No.39～40の項目については、ミネラル成分であり各水源に特色のある数値を示すため、成分の多い少ないにかかわらず、3年に1回検査を行うものとします。(ただし、過去5年間において

数値が水質基準の1/2を超えていない場合に限りです。)

- ・上記以外の項目については、各水源に過去の検査結果及び水源の状況等を考慮して設定し、施行規則の検査の省略(基準値の1/2を超えたことの無い項目は3年に1回実施)を適用します。(3年に1回検査を行うこととした項目は、令和4年度に検査を行ったため、次回は令和7年度実施予定です。)
- ・また、堀之内水系については新たに調査地点として定めたので、3か月に1回全51項目を令和4年度より3年間実施します。

## (2) 原水

### ①水質検査項目および検査頻度

別表2の水質基準項目51項目のうち塩素酸、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸及びホルムアルデヒドを除く項目について3年に1回検査を行います。

またクリプトスポリジウム等対策については、「クリプトスポリジウム等対策指針」により行います。

## 5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥その他検査が必要なとき

なお、臨時水検査項目は基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定します。

## 6. 水質検査の方法

採水は職員が行い、1日1回行う検査以外は、水道法第20条で規定する登録機関に委託します。

なお、委託先については、水道法施行規則の規定等により決定します。また、精度管理等検査結果の信頼性に十分配慮して決定します。

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等により行います。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、その都度公表します。

## 8. 水質検査結果の評価

水質異常が生じた場合は、取水及び配水停止など適切な対応を行います。

## 9. 関係機関との連携

水質検査機関、村内及び県内の関係機関、関係水道事業者等との情報交換や連携を図ります。

別表1 1日1回行う検査

番号	検査項目名	評価基準
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	異常な臭味	異常なし
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

別表2 水質基準項目

番号	検査項目名	基本検査頻度	基準値	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	1回/月	100個/ml	×	×
2	大腸菌	1回/月	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.003	注1	注2
4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005		
5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01		
6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	0.01		
8	六価クロム化合物	1回/3月	0.05		
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	0.04		
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10	注1	注2
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1		
14	四塩化炭素	1回/3月	0.002		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	0.05		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04		
17	ジクロロメタン	1回/3月	0.02		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01		
20	ベンゼン	1回/3月	0.01		
21	塩素酸	1回/3月	0.6	×	×
22	クロロ酢酸	1回/3月	0.02		
23	クロロホルム	1回/3月	0.06		
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.03		
25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	0.1		
26	臭素酸	1回/3月	0.01		
27	総トリハロメタン	1回/3月	0.1		
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.03		
29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	0.03		
30	ブロモホルム	1回/3月	0.09		
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1	注1	注2
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2		
34	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3		
35	銅及びその化合物	1回/3月	1		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200		
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05		
38	塩化物イオン	1回/月	200	×	×
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300	注1	注2
40	蒸発残留物	1回/3月	500		
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2		
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	×	注3
43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02	注1	注2
45	フェノール類	1回/3月	0.005		
46	有機物	1回/月	3		
47	pH値	1回/月	5.8~8.6	×	×
48	味	1回/月	異常でない		
49	臭気	1回/月	異常でない		
50	色度	1回/月	5		
51	濁度	1回/月	2		

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況または、その状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。